

委提第 3 号

日本政府が核兵器禁止条約第 3 回締約国会議にオブザーバー参加
することを求める意見書

会議規則第 14 条第 2 項の規定により、日本政府が核兵器禁止条約第 3
回締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書を次のとおり
提出する。

令和 6 年 9 月 27 日 提出

提出者 建設経済常任委員長 村 田 裕 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

日本政府が核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー 参加することを求める意見書

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が、2020年10月に50か国に達したため、2021年1月に発効しました。2022年6月に第1回締約国会議が開催され、北大西洋条約機構（NATO）加盟国であるドイツ、ノルウェー、オランダもオブザーバー参加しており、80か国以上が参加しました。さらに2023年11月には第2回締約国会議が開催され、94か国が参加、オブザーバー参加は35か国（ドイツ、オーストラリアを含む）となりました。核兵器禁止条約には、現時点で93か国が署名、70か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者とともに多くの日本国民が長年にわたり求めてきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。日本国内では、核兵器禁止条約について、多くの府県知事が賛同し、多くの市区町村議会から署名・批准を求める意見書が提出されています。

世界の紛争地域をみれば、大国は核兵器による威嚇を行い、人類はかつてないほどの核の脅威にさらされています。核兵器の非人道性を知る世界で唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止する先頭に立つべきです。核兵器のない世界を実現するために、また日本政府が方針として示している、核保有国と非核保有国との橋渡しをするという意味でも、2025年3月に開催される第3回締約国会議にオブザーバー参加することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長